(3) 金融商品又は法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報
(4) 付与した信用格付の履歴に関する情報（信用格付を付与した日から一年以上経過したものに限る。）
(5) 関連業務及びその他業務の業務の状況
(6) 格付アナリストの総数
ハ 信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系
三 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況（次に掲げる事項の概要を含む。）
イ 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置
ロ 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置（第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。）
ハ 法令等遵守を確保するための措置
ニ 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置
(1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針
(2) 格付アナリストの配置
(3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置
(4) 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置
(5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置
(6) 資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置
(7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置
ホ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要
ヘ 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置
ト 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置
チ 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置
リ 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置
ヌ 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置
ル 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置
ヲ 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置
ワ 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）
カ 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範
四 格付方針等の概要
五 信用格付業者の関係法人及び子法人の状況に関する次に掲げる事項
イ 信用格付業者並びにその関係法人及び子法人の集団の構成
ロ 関係法人及び子法人の商号又は名称並びに主たる営業所又は事務所の所在地及び主たる事業の内容
（説明書類の縦覧方法）
第三百十九条 信用格付業者は、説明書類の写しをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、投資者及び信用格付の利用者が常に容易に閲覧できるよう公表しなければならない。
2 二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して説明書類を作成し、公表することができる。
（説明書類の縦覧期限の承認の手続等）
第三百二十条 外国法人である信用格付業者は、令第十八条の四の三ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
一 商号又は名称
二 登録年月日及び登録番号
三 説明書類の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間
四 説明書類に係る事業年度終了の日
五 説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款又はこれに代わる書面
二 当該承認申請書に記載された外国法人である信用格付業者の代表者（法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を含む。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。
4 前項の承認は、同項の外国法人である信用格付業者が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。
一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨
二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文